

財団法人 厚生統計協会 寄付行為

設立認可	昭	28	.	9	.	17
改正	昭	37	.	8	.	13
改正	昭	38	.	6	.	19
改正	昭	40	.	8	.	16
改正	昭	42	.	7	.	14
改正	昭	47	.	7	.	5
改正	昭	48	.	7	.	18
改正	平	6	.	1	.	13
改正	平	10	.	7	.	1

第1章 総則

第1条 本会は財団法人厚生統計協会と称する。

第2条 本会の事務所は、東京都港区六本木5丁目拾参番拾四号に置く。

第3条 本会は、人口動態統計、保健統計及び社会福祉統計その他の厚生統計の発達を図るとともに、厚生行政の情報化を推進し、もって国民の厚生福祉事業の昂揚に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 厚生統計及び厚生行政関連情報システムに関する調査研究及び政府の施策に対する協力
- 二 厚生統計及び厚生行政関連情報システムに関する知識の普及及び宣伝
- 三 厚生統計及び厚生行政関連情報システムに関する研修
- 四 厚生行政関連情報システムの開発普及
- 五 厚生統計その他厚生行政関連情報の収集、加工及び提供
- 六 厚生統計及び厚生行政関連情報システムに関する刊行物の発行
- 七 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

第5条 本会には、次の役員を置く。

- 一 理事 6名以上12名以内
 - 二 監事 2名
- 2 理事のうち、一人を会長、一人を常務理事とする。

第6条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事の互選により選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第7条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、会長を補佐し、会長の命を受けて、本会の業務を処理する。

第8条 会長に事故があるときは、常務理事が、常務理事に事故があるときは、会長があらかじめ指名する他の理事が会長の職務を代理する。

第9条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第11条 役員は任期満了の場合と雖も後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第12条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第13条 本会に顧問を置くことができる

2 顧問は理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第14条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、本会に貢献があった者を理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第15条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第3章 理事会

第16条 理事会は、理事をもって構成する。

第17条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

第18条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第9条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第19条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第20条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

第22条 理事会の議事は、この寄付行為に定めるもののほか、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合は出席した者と見做す。

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第4章 資産及び会計

第25条 本会の資産は、次により構成される。

一 別紙財産目録記載の財産

二 寄付金品

三 事業に伴う収入

四 資産から生じる収入

五 その他の収入

第26条 本会の基本財産は、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産をもって構成する。

基本財産は、これを消費し、又は担保に供してはならない。

但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

第27条 本会の財産は会長が管理する。

資産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な銀行若しくは郵便官署に預け入れ又は確実な信託会社に信託する。

第28条 本会の経費は運用財産をもってあてる。

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに作成した予算の収入支出とみなす。

第31条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第33条 予算をもって定めるものの外、新に義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ厚生大臣の承認を得なければならない。

第5章 評議員及び評議員会

第34条 本会に、評議員7名以上15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する

3 評議員には、第10条、第12条及び第15条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員には、第21条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 賛助会員

第36条 本会の設立趣旨に賛同し、その目的達成に協力し、援助するものは、理事会の承認を経て、これを賛助会員とする。

2 賛助会員の規定については別に定める。

第7章 寄付行為の変更及び解散

第37条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ厚生大臣の認可を得なければ変更することができない。

第38条 本会は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の認可を得て解散することができる。

2 本会の解散にともなう残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 事務局及び厚生情報開発センター

第39条 本会の事務（厚生行政関連情報システムに関する事務を除く。）を処理するため、事務局を厚生行政関連情報システムに関する事務を処理するため厚生情報開発センターを設置する。

2 事務局及び厚生情報開発センターには、事務局長及び厚生情報開発センター長並びに所要の職員を置く。

3 事務局長及び厚生情報開発センター長並びに職員は、会長が任免する。

4 事務局及び厚生情報開発センターの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他の必要な帳簿及び書類

第9章 補則

第41条 この寄付行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。